

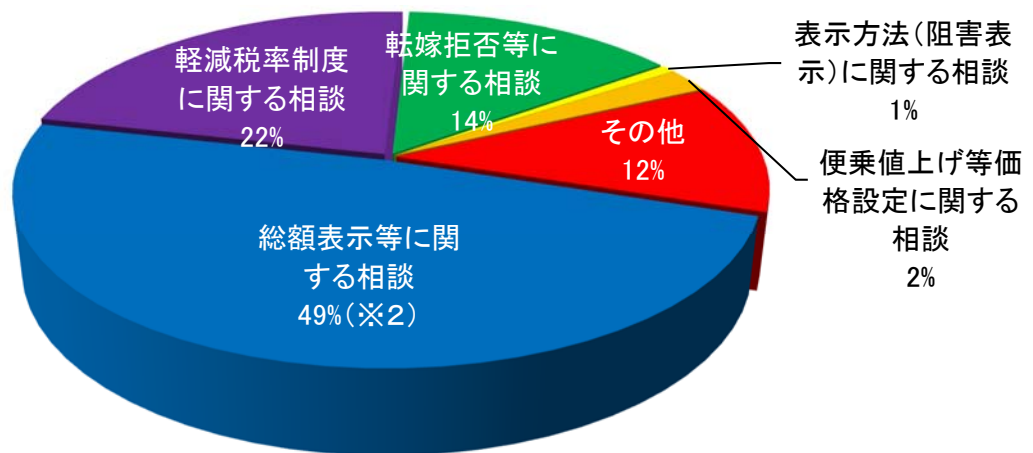
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和 2 年 6 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和 2 年 6 月（6/1～6/30））は以下のとおり。

1 相談件数

6 月の相談件数：電話 109 件、メール 25 件

【相談内容（全 134 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月 31 日に失効しますが、令和3年4月以降も総額表示義務の特例措置は認められるのでしょうか。

A. 総額表示の義務付けは、課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売等の取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること(総額表示)を義務付けるものです。

消費税転嫁対策特別措置法では、総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないとされているところ、同法は令和3年3月 31 日で失効することとされていますので、令和3年4月1日以降は、総額表示を行っていただく必要があります。

したがって、令和3年4月1日以降に消費者に対して商品の販売をする場合、その価格表示については、税込価格での総額表示が義務付けられることとなります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が 43%、消費税一般に関する相談が 57%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人です。取引先に当社の商品を委託販売してもらい、実際の販売量に応じて販売価格(税抜き)のX%を手数料として支払っています。消費税率引上げ後も当該算定方法を変えずに手数料を支払っており、取引先からも指摘されたことがないのですが、この場合も、転嫁拒否として問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

特定事業者(買手)が、単に特定供給事業者(売手)から取引価格の引上げ要請がないことを理由として、消費税率引上げ後の取引価格(税込)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由があるとは言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 消費者です。通っている料理教室から講習料金の値上げ通知を受け取りました。値上げの理由に、食材価格の高騰、運送費等の物流関連費用の増加のほか、消費税率の引上げが挙げられています。これは便乗値上げではないでしょうか。

A. 個々の商品等の価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであり、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。つまり、原材料価格の上昇等、合理的な理由に基づき値上げを行う場合には、便乗値上げではありません。

まずは、値上げの要因について、事業者にご確認ください。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、建設資材を販売する法人です。通常、標準税率(10%)対象の商品しか取り扱っていませんが、取引先からの依頼により、今月だけ熱中症対策の飲料水を販売しました。当社の請求書作成のためのシステムは1つの税率にしか対応していないのですが、請求書の作成に当たっての留意点を教えてください。

A. 令和元年10月から令和5年9月までの区分記載請求書等保存方式の下では、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、次の事項が記載されていることが必要です。

(1)書類の作成者の氏名又は名称

(2)課税資産の譲渡等を行った年月日

(3)課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

(4)税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)

(5)書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

※(4)は「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)」と「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)に係る消費税額等」のいずれも記載があれば、記載事項としての要件を満たします。

御質問の飲料水の販売は、軽減対象資産の譲渡に該当するため、「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載する必要があります。

なお、区分記載請求書等については、消費税法上必ずしもシステムで作成しなければならないということはありませんので、貴社の軽減税率対象商品の販売の実情に合わせて、例えば、上記の記載事項

を手書きやゴム印で補完したり、税率ごとに請求書を分けて交付したりしても差し支えありません。

また、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載方法等の詳細は、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されている Q&A 等で御確認ください。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9 時～17 時 (土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24 時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160